

ダイオキシン類測定方法に係る日本工業規格（J I S）改正
（平成 20 年 1 月 20 日付）への対応について

平成 20 年 2 月 21 日

認定特定計量証明事業者各位

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より計量行政に多大なご尽力を賜りまして誠にありがとうございます。

このたび、ダイオキシン類の測定方法に係る「JIS K 0311 排ガス中のダイオキシン類の測定方法」及び「JIS K 0312 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」が 1 月 20 日付けで改正されました。

今回の改正は、ご承知のとおり、追補の形で両規格に共通の 8. 3 「毒性当量（T E Q）への換算」の表 9 中の「T E F (1998)」を「T E F (2006)」に置き換えるという内容です。

M L A P 認定事業者各位におかれましては、この J I S 改正に伴って、関連の品質文書、様式等の改訂を予定しておられることと存じます。その改訂の中に下記の表（**変更の届出の対象となる事項**）に該当するものがある場合は、当該変更文書について認定申請書記載事項変更届を提出してください。その際、様式中「4. 変更の事由」の欄には「JIS K 0311 及び JIS K 0312 改正（T E F の変更）に伴う見直し」のように記載いただくようお願いいたします。

また同時に、認定証附属書の該当媒体の計量方法を、J I S（2005）から J I S（2008）へ訂正する必要がありますので、変更届に認定証附属書を忘れずに添えて提出してください。

なお、当該改正に基づき品質文書等を改訂する時期は、当センターとして特に定めることはありません。ダイオキシン類対策特別措置法等の法令や依頼者との契約条件等に従ってご判断ください。

敬具

【参考】例えば、環境省令第 15 号（平成 19 年 6 月 11 日）によってダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令により T E F が変更され附則として次のように規定されています。

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前にダイオキシン類対策特別措置法第二十八条第一項又は第二項の規定により行った測定に係る同条第三項の規定による報告は、この省令による改正後のダイオキシン類対策特別措置法施行規則第八条の規定にかかわらず、この省令による改正前の様式第六による報告書によってしなければならない。

(問い合わせ先)

独立行政法人 製品評価技術基盤機構認定センター

計量認定課特定計量証明事業者認定業務室 (MLAP 室)

TEL : 03 - 3481 - 1633

FAX : 03 - 3481 - 1937

変更の届出の対象となる事項

事業者若しくは事業所の名称

特定計量証明の事業の実施の方法を定めた書類(施行規則第49条の3第3号関係)

- 特定計量証明事業に係る文書目録(品質文書一覧)
- 特定計量証明事業に係る品質マニュアル
- 特定計量証明事業に係る標準作業手順書
- 特定計量証明事業に係る組織図
- 計量証明書の様式

特定計量証明書に従事する者の氏名及びその略歴(施行規則第49条の3第4号のロ関係)

- 統括管理者の氏名
- 計量管理者の氏名
- 品質管理者の氏名
- 計量管理者の代行者(計量管理者(副))の氏名

特定計量証明事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を示した図表等(施行規則第49条の3第4号のハ関係)

特定計量証明事業を行う施設の概要(施行規則第49条の3第4号のニ関係)

- 事業所内の配置図
- 施設における器具、機器及び装置の配置図